

<p>三豊海岸鳥獣保護区</p>	<p>から市道池下兼谷一号線を北西に進み市道池下兼谷二号線との交点に至り、同所から市道池下兼谷二号線を北西に進み市道北原曼茶羅寺一号線との交点に至り、同所から市道北原曼茶羅寺一号線を北に進み市道北原曼茶羅寺二号線との交点に至り、同所から市道北原曼茶羅寺二号線を進み市道高柳線との交点に至り、同所から市道上組曼茶羅寺線を進み市道北原曼茶羅寺線を進み主要地方道善通寺間線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺間線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一、三三四へクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十五年十一月十四日まで</p>
------------------	---	-------------------	------------------------------------

<p>名称</p>	<p>香川郡塩江町地内の主要地方道美馬</p>	<p>面積</p>	<p>六五〇ヘクタ</p>	<p>香川県告示第五百八十号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成十五年十月十四日 香川県知事 真鍋武紀</p>	<p>丸井鳥獣保護区</p>	<p>同所から町道一の宮公園線を北に進み護岸との交点に至り、同所から護岸に沿って北に進み大野原町と豊浜町との境界に至り、同所から真西に直線に進み海岸線（低極潮位時）から沖合一キロメートルの点に至り、同所から海岸線（低極潮位時）と一キロメートルの間隔をもって北に進み起点の真西の点に至り、同所から起点に向かって東に直線に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>五六ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十五年十一月十四日まで</p>
-----------	-------------------------	-----------	---------------	---	----------------	--	----------------	------------------------------------

<p>富 熊 休 獵 区</p>	<p>塩江線と林道六甲天満ヶ原線との交点を起点とし、同所から林道六甲天満ヶ原線を南東に進み町道別子真名屋敷線との交点に至り、同所から町道別子真名屋敷線を南に進み町道真名屋敷線との交点に至り、同所から町道別子真名屋敷線を西に進み町道別子真名屋敷線との交点に至り、同所から町道別子真名屋敷線を南に進み一般県道大滝上西線との交点に至り、同所から一般県道大滝上西線を西に進み主要地方道美馬塩江線との交点に至り、同所から主要地方道美馬塩江線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一、六〇〇へ クタイトル</p>	<p>月十五日から平成十八年十一月十四日まで</p>
------------------	---	-------------------------	----------------------------

<p>白方・大見休 獵区</p>	<p>多津線との交点に至り、同所から一般県道富熊宇多津線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一、四一〇へ クタイトル</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成十八年十一月十四日まで</p>
<p>五名休獵区</p>	<p>東かがわ市五名地内の主要地方道津田川島線と一般国道三七七号との交点を起点とし、同所から一般国道三七七号を南東に進み市道大曲二号線との交点に至り、同所から市道大曲二号線を南西に進み一般国道三七七号との交点に至り、同所から一般国道三七七号を南西に進み弘川から長尾谷（通称杖立峠）に至る歩道（大窪寺鳥獣保護区との境界）との交点に至り、同所から同歩道を北に進み長尾谷（通称杖立峠、東かがわ市とさぬき市との境界）に至り、同所から東かがわ市とさぬき市との境界に沿って東に進み主要地方道津田川島線との交点に至り、同所から主要地方道津田川島線を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>一、三八〇へ クタイトル</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成十六年十一月十四日まで</p>

香川県告示第五百八十一号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十二年香川県告示第七百二十三号（銃猟禁止区域の設定）の一部（丸龜・坂出銃猟禁止区域の項）は、平成十五年十一月十四日限り廃止する。

平成十五年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	区 域	面 積	存 続 期 間
大部銃猟禁止区域	小豆郡土庄町地内の林道嶮山線と橋川支流との交点を起点とし、同所から林道嶮山線を北東に進み五六メートル峰の三角点に至り、同所から橋川本流東側稜線を南東に進み主要地方道土庄神懸線との交点に至り、同所から主要地方道土庄神懸線を南西に進み四方展望台線（公園道路）との交点（土庄町地内）に至り、同所から起点に向かって北西に直線に進み起点に至る線で囲まれた区域	一一八ヘクタール	平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで
香南台地銃猟禁止区域	香川郡香南町地内の主要地方道三木綾南線と主要地方道円座香南線との交点を起点とし、同所から主要地方道円座香南線を南東に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から一般国道一九三号を南に進み一般国道三三七号との交点に至り、同所から一般国道三三七号を西に進み主要地方道分寺寺南線との交点に至り、同所から主要地方道分寺寺南線を北に進み町道上千足大谷池線との交点に至り、同所から町道上千足大谷池線を北東に進み大谷池に沿って南東に進み一般県道千足高松線との交点に至り、同所から一般県道千足高松線を北に進み主要地方道三木綾南線との交点に至り、同所から主要地	一、一四〇ヘクタール	平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで

皇踏山銃猟禁止区域	方道三木綾南線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	五二ヘクタール	平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで
尽誠銃猟禁止区域	さぬき市造田宮西地内の主要地方道志度山川線と市道宮西川北線との交点を起点とし、同所から市道宮西川北線を南に進み市道長行線との交点に至り、同所から市道長行線を東に進み市道沢福長行線との交点に至り、同所から市道沢福長行線を南に進み市道乙井宮西線との交点に至り、同所から市道乙井宮西線を南西に進み主要地方道志度山川線との交点に至り、同所から主要地方道志度山川線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	二二ヘクタール	平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで
仁池銃猟禁止区域	観音寺市池之尻町地内の農道と市道中下線との接続点を起点とし、同所から市道中下線を南東に進み市道道下千田線との交点に至り、同所から市道道下千田線を南東に進み市道池之尻小立岡線との交点に至り、同所から市道池之尻小立岡線を南東に進	九一ヘクタール	平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで

<p>丸山銃猟禁止区域</p>	<p>み仁池東堤防との交点に至り、同所から仁池東堤防を南西に進み農道(市道出作野田線に通じる)との交点に至り、同所から農道を南東に進み市道出作野田線との交点に至り、同所から市道出作野田線を北西に進み市道母神出晴線との交点に至り、同所から市道母神出晴線を南に進み市道信未駅裏線との交点に至り、同所から市道信未駅裏線を北西に進み市道側道木之郷本大線との交点に至り、同所から市道側道木之郷本大線を北東に進み農道(市道中下線に通じる)との交点に至り、同所から農道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>二六ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>
<p>御殿山銃猟禁止区域</p>	<p>木田郡庵治町内(江の浜)地内の海岸線と主要地方道高松牟礼線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松牟礼線を南西に進み王の下漁港臨港道路との交点に至り、同所から王の下漁港臨港道路を西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西に進み皇神鼻を経て更に海岸線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>四一ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>

<p>鞍谷銃猟禁止区域</p>	<p>木田郡庵治町内の町道宮東篠尾線と主要地方道高松牟礼線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松牟礼線を南に進み農道南海線との交点に至り、同所から農道南海線を西に進み南海上池南側堤に至り、同所から南海上池南側堤を西に進み用心池北西側堤に至り、同所から用心池北西側堤を南西に進み野山池西側堤に至り、同所から野山池西側堤を南に進み町道双股線との交点に至り、同所から町道双股線を南に進み町道庵治志度線との交点に至り、同所から町道庵治志度線を東に進み主要地方道高松牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道高松牟礼線を南に進み海岸線(高尻地区)に至り、同所から海岸線を北に進み太鼓鼻を経て篠尾漁港臨港道路との交点に至り、同所から篠尾漁港臨港道路を西に進み町道宮東篠尾線との交点に至り、同所から町道宮東篠尾線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>八五ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>
<p>大平パイロット地区銃猟禁止区域</p>	<p>次の各標識を順次に結んだ直線及びト地区銃猟禁止区域 標識第一号と標識第十一号を結んだ直線により囲まれた区域 標識第一号 県営水道国分寺ポンプ場 標識第二号 綾歌郡国分寺町新居字 惣道三八〇三 七一地内の後線部の農道 標識第三号 綾歌郡国分寺町新居字 大平地内の休場池の南側の農道三叉路 標識第四号 綾歌郡国分寺町新居字 大平三七九五 一九地内の農道 標識第五号 綾歌郡国分寺町新居字</p>	<p>一一三ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>

<p>金倉川銃獵禁止区域</p>	<p>善通寺市金蔵寺町地内の市道西六条川添線と金倉川との交点(六条橋)を起点とし、同所から金倉川の左岸堤防の表法肩から右岸堤防の表法肩</p>	<p>二六ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>
<p>栗野池銃獵禁止区域</p>	<p>善通寺市大麻町地内の主要地方道岡田善通寺線と市道生野大麻二号線との交点を起点とし、同所から市道生野大麻二号線を南東に進み市道大麻中土居二号線との交点に至り、同所から市道大麻中土居二号線を南西に進み市道中土居栗野線との交点に至り、同所から市道中土居栗野線を南西に進み市道大麻栗野線との交点に至り、同所から市道大麻栗野線を西に進み市道中土居谷田線との交点に至り、同所から市道中土居谷田線を北東に進み主要地方道岡田善通寺線との交点に至り、同所から主要地方道岡田善通寺線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>八ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>
<p>丸龜・坂出銃獵禁止区域</p>	<p>坂出市江尻町地内の市道坂江橋林田線と主要地方道高松善通寺線との交点を起点とし、同所から主要地方道高松善通寺線を西に進み一般国道丸龜琴平観音寺自転車道線との交点に至り、同所から一般国道丸龜琴平観音寺自転車道線を南東に進み一般国道岡田丸龜線との交点に至り、同所から一般国道四三八号との交点に至り、同所から一般国道四三八号を南に進み主要地方道長尾丸龜線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺綾歌線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺綾歌線を南西に進み主要地方道丸龜三好線との交点に至り、同所から主要地方道丸龜三好線を北に進み善通寺市と丸龜市との境界に至り、同所から善通寺市と丸龜市との境界に沿って南西に進み伊予勢池を囲む善通寺市と丸龜市との境界を北西に進み、市道稻木木徳線と市道向井東宮線との交点に至り、同所から市道向井東宮線を北西に進み主要地方道善通寺府中線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺府中線を南西に進み一般国道原田琴平線との交点に至り、同所から一般国道原田琴平線を北に進み市道田村町太井巴田線との交点に至り、同所から市道田村町太井巴田線を北に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から一般国道一一号を南西に進み金倉川右岸との交点に至り、同所から金倉</p>	<p>五、〇六四ヘクタール</p>	<p>平成十五年十一月十五日から平成二十年十一月十四日まで</p>

川右岸を北に進み昭和町西堤防との交点に至り、同所から昭和町西堤防を北に進み昭和町北堤防との交点に至り、同所から昭和町北堤防を北東に進み昭和町北堤防最北東端に至り、同所から土器川左岸最北端（富士見町最北端）に向かって直線に進み土器川右岸最北端にいたり、同所から土器川右岸最北端にいたり、同所から土器町北堤防を北東に進み土器町北堤防最北東端にいたり、同所から宇多津町北堤防最西端にいたり、同所から宇多津町北堤防最西端にいたり、同所から宇多津町北堤防を北東に進み大東川左岸最北端（宇多津町北堤防最北東端）にいたり、同所から大東川右岸最北端にいたり、同所から大東川右岸最北端にいたり、同所から北浦漁港の白灯台にいたり、同所から北浦漁港の白灯台にいたり、同所から吉田西堤防に沿って北に進み宇多津町と坂出市との境界に至り、同所から宇多津町と坂出市との境界に沿って東に進み一般県道瀬居坂出港線との交点にいたり、同所から一般県道瀬居坂出港線を東に進み四国電力坂出発電所北東側境界との交点にいたり、同所から四国電力坂出発電所北東側境界に沿って南東に進み四国電力坂出発電所南東角にいたり、同所から綾川左岸最北端にいたり、同所から綾川左岸最北端にいたり、同所から綾川左岸に沿って南東に進み市道坂江橋林田線との交点にいたり、

同所から市道坂江橋林田線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。但し、丸亀市田村町地内の田村池及び太井池（池敷を含む）の区域は除く。

香川県告示第五百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成十五年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 承認年月日

平成十五年十月七日

二 承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

国土交通省四国地方整備局

高松市福岡町四丁目二六番三三二号

国土交通省四国地方整備局長 南部 隆秋

三 埋立区域

1 位置

仲多度郡多度津町大字葛原字永井八八番（通称新池）の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

五四・五 平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

仲多度郡多度津町大字葛原字長井八八番公有水面（通称新池）の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

一七四・五 平方メートル
五 埋立地の用途
道路用地

(「別図」は、省略する。)

公 告

香川県公告第六百一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十五年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 購入等件名及び数量

一般業務用パソコン(仕様書に示すソフトウェアを含む) 九十六式

一般業務用プリンタ 四十六式

ネットワーク機器 一式

(なお、各物件には設置、調整及び保守サービスに要する費用が含まれる。)

二 契約方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十五年九月二十四日

五 落札者の氏名及び住所 富士通サポートアンドサービス株式会社四国支社 高松市藤

塚町二丁目一〇番三〇号

六 落札金額 一八、二〇〇、〇〇〇円

七 入札公告日 平成十五年八月八日

八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院・施設経営課 電話番号〇八七 八三一 三三二〇

香川県公告第六百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市府中町字石井一五七 三及び一五七 五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市川津町三三八番地一

辻本 孝一郎

辻本 英子

香川県公告第六百三号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十五年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 購入物品名及び数量 香川県立学校内LAN整備Windows系サーバ機器一式

2 購入物品の要求諸元 仕様書による。

3 納入場所 香川県教育センター 情報教育課内サーバ室

4 納入期限 平成十六年二月二十七日

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。()をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否

要

三 契約の内容を示す日時及び場所等 (入札説明書の交付等)

平成十五年十月十四日から平成十五年十月二十三日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前八時三十分から午後五時)

郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県出納局会計課 物品調達グループ

電話番号 〇八七 八三二 三六四一

F A X 〇八七 八三三 〇三五一

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十五年十月二十四日正午までに三に示した場所等に対し文書で行うこと。(文書はF A Xも可とする。)

回答は、平成十五年十月二十九日から十一月二十五日まで(休日を除く午前八時三十分から午後五時まで)香川県出納局会計課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十五年十一月二十六日 午前十時三十分

香川県庁北館三階 会計課入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者

による同条第九項に規定する信書便(以下「信書便」という。))による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十五年十一月二十五日午後五時までとする。)

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十五年十月二十九日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県出納局会計課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十五年十月二十九日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 応札しよつとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

6 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

7 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、当該維持補修サービスの拠点は、調達物品の納入場所から一時間以内に到達できる場所にあること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6及び7の要件を満たすことを証明する書類を平成十五年十月二十九日午後三時までに、三に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十五年十一月六日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- 2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : Windows Sever Equipment for LAN operating within schools in Kagawa Prefecture 1 set
- 2 Time-limit for tender : 10:30 a.m., November 26, 2003 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., November 25, 2003)
- 3 Contact point for the notice : Procurement group, Accounting Division, Revenue and Expenditure Bureau, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3641
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部
- 政党の名称 民主党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
民主党香川県第3総支部	山元 徹	小瀧 國夫	善通寺市金蔵寺町一〇四一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

赤坂義光後援会	西尾 保	赤坂エツ子	東かがわ市三本松一六七二
いたさか良彦後援会	西尾 保	板坂 和子	東かがわ市三本松二二九五 四一
大藪雅史後援会	西尾 保	遠藤 恵子	東かがわ市松原一六九
大山園實後援会	岡田 幸一	大山勢津子	東かがわ市五名二四二二
おさき照子後援会	尾崎 雅嗣	林 清	東かがわ市引田二九九九
笹井ひろふみ香川県後援会	山下喜世弘	竹内 敏彦	高松市錦町二八三八
田中孝博後援会	岡 廣志	二川 公明	東かがわ市白鳥二〇三七 三
田中英幸後援会	田中 悦二	笠井 繁雄	東かがわ市土居七一 一
中川利雄後援会	西尾 保	中川加代子	東かがわ市黒羽甲四六〇
21世紀を考える会	山元 徹	小瀧 國夫	善通寺市金蔵寺町一〇四二
橋本守後援会	成瀬 常雄	増井 一男	東かがわ市松原四六九
藤井秀城後援会	三好 明義	滝井 直樹	東かがわ市白鳥二八六八
松本芳之後援会	西尾 保	松本 友枝	東かがわ市三本松一六七二 一

香川県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党香川県本部	主たる事務所の所在地	高松市木太町九区六二八	高松市多賀町二一三 一六

自由民主党大野原支部	代表者 の氏名	篠原 公七	高丸 勝茂
自由民主党香川県歯科医師会支部	会計責任者 の氏名	竹内 敏彦	植田 佳邦
自由民主党香川県大樹の会支部	主たる事務 の氏名	高松市川島東町二二五六二	三豊郡三野町吉津甲四九一
	代表者 の氏名	辻 正司	岩田 裕之

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
大島よしひさ後援会	会計責任者 の氏名	竹内 敏彦	植田 佳邦
香川県歯科医師政治連盟	会計責任者 の氏名	竹内 敏彦	植田 佳邦
中原爽後援会	会計責任者 の氏名	竹内 敏彦	植田 佳邦

香川県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	自由党香川県第3総支部
政治団体の名称	杉山勝後援会

二 その他の政治団体

香川県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
山元 徹	衆議院議員	21世紀を考える会	善通寺市金蔵寺町一〇四二	山元 徹

香川県選挙管理委員会告示第百一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十五年十月三日次の施設を指定した旨東かがわ市選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

名 称	所 在 地
水主交流センター	東かがわ市水主一四三番地一
大内人権センター	東かがわ市横内七三三番地

正 誤

平成十五年五月二十三日（香川県報第九〇三三号）香川県告示第三百六号中訂正

ページ	誤	正
四 上	香川県小豆総合事務所	香川県高松土木事務所